

平成19年10月7日

平成19年度新司法試験に関するアンケート調査結果報告書

法科大学院協会司法試験等検討委員会

1. まえおき

法科大学院協会司法試験等検討委員会は、昨年に引き続いて、本年5月に行われた第2回の新司法試験について、74すべての法科大学院を対象としてアンケート調査を行い、最終的に69校から回答を得た。回答数は、これまで3回の調査では最も多く、ご協力いただいた会員校の責任者・担当者の方々には厚く御礼申し上げたい。個別の大学名は、末尾に記載している。

調査は、これまでと同様、試験内容につき法科大学院教員の立場からの評価を求めるものであるが、形式は、昨年までと異なり、分析のしやすさも考慮して、評価対象を公法系・民事系・刑事系を構成する各科目に細分化するとともに、評価項目は試験内容を適切と見るかどうか一本化し、それぞれにつき評価の理由を記載してもらうものとした。

この報告書は、回答の集計と付記された理由・意見を取りまとめたものを各分野の委員に送って評価を依頼し、そのまとめを全委員に回覧した上で作成したものである。

試験全体については、回答60校（無回答9校）のうち5校（8.3%）が「適切である」と評価しており、「どちらかといえば適切である」とする50校（83.3%）を加えると9割以上の法科大学院が今回の司法試験の内容を積極的に評価していることになる。考査委員の苦心・努力が全国の法科大学院によく理解されているとあってよいであろう。

評価の理由はすべての回答に付されているわけではないが、基本的な事柄が問われており、事案の分析・解決能力を試すいい内容であるとするのが、肯定的な意見の主たるものといえよう。他方、批判的なものとしては、個別分野で見れば適切な試験であっても、全体としては3年間の教育の成果を試すものとして負担が大きすぎるのではないかとする意見、法学未修者が対応しうるかを懸念する意見、採点基準が公表されるべきだとする意見、などがあった。

2. 短答式試験について

今年は、分野ごとに回答を求めたので、個別の評価は後掲のところを参照されたいが、自由記述の回答には、細かな知識を求めすぎているのではないかと、より基本的な知識を問いつらに負担を軽くすべである、受験者の負担やいわゆる足切りがなされることを理由として、論文式試験と分けて実施されるべきであるとする意見などが目についた。

(1) 公法系

(a) 憲法分野 回答67校中、21%（14校）が適切、57%（38校）がどちらかといえば適切であるとしているが、他方で、適切でない、及びどちらかといえば適切でないとの回答が10%（7校）あった。

全体としては基本的・基礎的な知識を問う問題が多く、法科大学院の教育内容に適合するものであること、及び憲法の対象領域からバランスよく出題されている点について評価されている。しかし、判例の理解を試す問題を中心に、本質的でない部分や細かな点を問う問題が見受けられ、丸暗記を強いることにならないかとの指摘があるほか、依然として問題量が多い点や、出題趣旨の不明確な問題が見受けられる点について改善を求める意見などがあった。また、出題形式について、組み合わせで解答する問いが多い点や、出題のパターンが多い点が問題であるとの指摘もある。

(b) 行政法分野 出題については、回答65校中、「適切」「どちらかといえば適切」の回答がそれぞれ26校40%、31校47.7%を占めた。基本的な判例および条文を正確に理解しているかを試す良問が多く、昨年度より改善された、というのが大方の評価である。ただし、初歩的な判例・条文を単純に記憶していれば解ける平易過ぎる問題があり、もう少し突っ込んで考えさせる問題があってもよかった、あるいは逆に、一部細かな知識

を要求する問題があった、との評価も見られた。また、出題形式に工夫の余地がある、具体的には例えば、組み合わせ回答を求める問題が多く点数がとりにくい、との意見があった。

(2) 民事系

(a) 民法分野 民法に関しては、回答66校中、適切とするのが19校(29%)、どちらかといえば適切とするのが44校(66.7%)、どちらともいえないとするのが2校(3%)、どちらかといえば適切でないとするのが1校(2%)、適切でないとするものはゼロであった。昨年度は、問題の水準の点でやや難しすぎるとする意見が22.2%、問題の量が多い、またはやや多すぎるとする意見が34.9%、問題の傾向についても適切としないものが15.9%と、出題の質・量を問題視する意見がかなり高い割合を示していたのと比較すると、格段に好意的な評価へとシフトしている(好意的な評価をくだす自由記述欄の回答には、「昨年度と異なり」とか、「昨年よりも」という表現がみられる)。これは、第一回目の試験実施後における各方面からの意見等を受けて、出題をする側で択一試験のあり方を検証し、また、今回の試験から法学未修者が受験することを視野に入れて、第二回目の出題へとつなげた結果のあらわれであると受け止めることができる。

自由記述による回答では、今回の出題が適切またはどちらかといえば適切とするものの中では、次の点が肯定的な評価としてあらわれている。

① 民法の基礎的な理解力を問う問題が多く、基礎知識の確認という意図が貫徹されていた(24校)。

② 教科書の基本的な理解を問うており、基本書に引用されている判例や条文の意義を論理的に理解しておれば解答のできる問題であって、難問・奇問がなかった(4校)。

③ 法科大学院における学習の範囲内からの出題であり、学生がよく知っている重要な論点選ばれていた。法科大学院の授業をきちんと受けることによって対応できる出題であった(5校)。

④ 未修者を意識した問題が多かった(2校)。

⑤ 民法分野全体にわたっての出題であり、(借地借家法などの特別法も含めて)広い範囲から満遍なく出題されており、各領域が全体として理解されているかを問う問題となっていた(3校)。問題の配列も昨年度と異なり、条文の順序に沿っていて、受験生に親切なものとなっていた(1校)。

⑥ 民法の基本的な知識と応用力を確認する方向に向かっている(1校)。

⑦ 分量が適切であった(1校)。

これらの意見は、今回の出題が「司法制度改革・法科大学院での法曹養成・新司法試験の本来の趣旨・理念に沿っている」(1校)との全体的評価へと向かうものである。

他方、適切とはいえ課題を指摘するもの、どちらともいえないとするもの、どちらかといえば適切でないとするものの中には、次のような自由記述があり、特に、後記①については、昨年度の回答数に比べて激増しており(同趣旨の自由記載は、昨年度は2校のみ)、好意的評価をする回答校が多い中でも、出題の際の再検討をうながす有力な意見として特記に値する。

① 「判例の趣旨に照らして」正誤を求める出題、判例の知識を問う出題が非常に多い。判例の知識を重視しすぎている(全部で8校)。「判例の趣旨に照らして」をこれだけ連発されると、判例は命題として覚えこむべきであると受け取られるおそれがある(内1校)。判例はあくまでもその事案に対する判断であるのに、そのことを踏まえずに判例を鵜呑みにする傾向を助長する危険がある(内1校)。今回の設問では、条文の体系的理解よりも判例を覚えるほうがよいと錯覚させ、かつての論点中心の学習に変わり、判例中心の学習に陥る危険を包含している。このことは、法科大学院の教育理念に違背することになりかねない(内1校)。なお、重要判例の知識を問うことに好意的な意見もある(2校)。

② 一部になお、やや細かな知識を問う出題や、あえてひねりを加えた出題、ケア

レスミスを誘う問題、受験技術で解答可能なものがあった(3校)。

③ もう少し、大卒の考え方に関わる問いがあってもよい(1校)。

④ やや細かすぎる、あるいは難しすぎる(2校)。

⑤ 少なくなったとはいえ、問題数が若干多い(1校)。

(b)商法分野 商法の全分野に渡って万遍なく出題されており、問題の難易度も教科書と講義で十分に対応可能な基本的な知識を問う出題であることから、回答61校中、「適切」と「どちらかといえば適切」とする回答が80%以上を占めた。ただし、どちらかと言えば適切とする回答には、非常に細かな知識を問う選択肢を含んだ問題が相当数あることを問題視する意見が多くあった。

(c)民事訴訟法分野 回答の総計は64校であった。適切とする回答は27校(42%)、どちらかといえば適切とする回答は29校(45.3%)、どちらともいえないとする回答は7校(11%)であった。どちらかといえば適切でないとする回答は1校(2%)であり、適切でないとする回答はなかった。適切とする回答の割合は、短答式の科目のなかでは最も高かった。

適切とする回答に付された意見には、教科書・条文を丁寧に読めば回答できるものが多い、判例に偏した出題だが、基本的な問題である、基本的な知識の習得を試している、広い範囲からの出題であり、教科書や判例で触れられている問題が多い、などがあつた。どちらかといえば適切とする回答に付された意見には、満遍なく各分野から出題されていてバランスがよい、重要かつ基本的な事項につき曖昧な知識では正解が見出しがたいように工夫されている、比較的基礎的で重要な問題が出題されている、基本的な論点からの出題が多く標準的である、などがある一方で、もう少し基本的な問題を聞いたほうがよい、判例の趣旨を問うことで、広範囲の判例について知識の丸暗記を促さないかが気がかりである、人訴の問題を入れることには問題がある、といった意見もあつた。どちらともいえないとする回答に付された意見には、適切な設問も多いが、細かすぎる設問もある、もれなく全体の知識があるかを問う問題としてもっと易しくしてもよい、やや難しい、などがあつた。

(3) 刑事系

(a)刑法分野 回答68校のうち、「適切」であるとするものが23校(33.8%)、「どちらかといえば適切」であるとするものが34校(50.0%)であるのに対し、「適切でない」とするものは1校もなく、「どちらかといえば適切でない」とするものも3校(4.4%)であり、積極的な評価がなされている。

自由記述欄においては、とりわけ問題の内容・形式につき、基本的な知識を問う出題であること、パズル的な問題がなくなっていること、知識を問う問題と論理的思考力を問う出題がバランスよく配置されていること、難易度としても適当であることなど、様々な観点から積極的な評価がなされており、これらは、「法科大学院で基礎的知識を着実に積み重ねてきたかを問う内容となっている」、「純粹未修者として学習を始めた者にも相応したもので、法科大学院における教育内容・水準とも整合している」という記述に集約されるものといえよう。

他方、問題の量につき、解答時間に比して問題の量が多いという複数の指摘(7校)が、また、出題範囲につき、細かい知識を問いすぎている(5校：うち1校は第10問をその例として明示している)、六法を参照しないと解答困難な問題があつた(1校：第8問をその例として明示している)、六法を参照すればただちに分かるような些末な事項に関する問題を避けるべきだといった意見がそれぞれ見られるほか、問題の形式についても、国語力だけで解ける問題があつた、法的論理の展開能力を問う問題がもう少しあってもよかった、シンプルすぎる、出題パターンが画一的である、組み合わせの問題が多すぎる、といった意見が見られる。

さらに、問題の内容については、やや判例に偏重気味であるという意見のほかにも、「判例の立場に従えばという条件設定のもとで解答させる問題については、なぜ判例を題材として考えさせるのか、必ずしも明確ではないものがあり、判例の丸暗記を要求するように、受験生に受け取られるおそれがある」との意見がみられ、判例を素材とする出題についてはより一層の工夫が求められている。

(b)刑事訴訟法分野 回答63校のうち24校(38%)が「適切である」と評価している。また、「どちらかと言えば適切」とするものが27校(42.9%)であり、これら2つの回答を合わせれば、8割強の法科大学院が良好との評価を与えていることになる。これに対して、「どちらともいえない」とするものが11校(17%)、「どちらかかといえは適切でない」とするものが1校(2%)である。「適切でない」とするものはなかった。この結果からすれば、本年度の短答式問題に対しては、総体的には良好な評価を各校から受けていると言ってよい。

自由記述欄においては、基本的な知識(事項、判例等)の理解度や思考力が判定できる良問であるとの高い評価が多く、問題量や難易度について、昨年度より改善されているとの指摘もなされている。また、出題範囲についても、特別法を含め万遍なく行き渡るよう配慮されているとの評価もあった。さらに、実務法曹として必要な知識も問われ、実務教育を意識した良問も具体的な問題番号を挙げて指摘されている。法科大学院の理念に即した出題が意識的になされていることに対して好印象を持たれていると言えようか。しかし、他方で、単なる条文知識(例えば、通信傍受法という特別法まで)を問うのは適切ではない、問題ごとに難易度にばらつきがある、一部問題文が長すぎる、などの批判もあり、また、いたずらに解答のスピードを求める問題や技巧的な問い方をする設問への疑義も表明されている。したがって、なお改善の余地が幾分残されていると言えよう。

3. 論文式試験について

(1)公法系

(a)憲法分野 回答65校中、37%(24校)が適切、46.2%(30校)がどちらかといえは適切であるとしており、概ね積極的な評価がなされているが、適切でない、及びどちらかといえは適切でないとの回答が合計すると7%(4校)あった。

昨年度の出題に比べて、論点が整理され標準的なものとなっている点や、事案解決能力を試すために、当事者の視点から多角的に論じさせる出題形式が定着してきている点などが広く評価されている。また、資料が問題を考えさせる上で適切なものとなっている点や、行政法の論点も適切な形で加味されている点などを評価する意見も示されている。ただ、行政法分野の出題と合わせて解答する必要を考えると、やはり分量が多く、限られた時間内で十分に解答できるか疑問視する意見が見受けられた。この点については、論点の数や資料の量、またどの程度詳しい解答を求めるか等について配慮をする必要を指摘する意見があり、作題にあたっては、公法系の両分野間で十分に調整を行い、バランスを図る必要もあるように思われる。

(b)行政法分野 第2問に関する回答は、「適切」が19校29%、「どちらかといえは適切」が28校43.1%、「どちらともいえない」が12校18%、「どちらかといえは適切でない」が6校9%であった(回答65校)。他の必修科目に比べて、不満を示す回答がやや多かったといえる。

題材は、外国人の退去強制であった。これは、近時裁判例が多く実務上の重要性がますます増している素材であり、近年の行政法の学説・裁判例の動向に関心を持って勉強している学生に有利な出題であった。そのような勉強を奨励する意味では、好ましい出題と考えられる。また、論点自体は昨年度よりも基本的なものにして、行政法規の解釈・適用に関する思考力・分析力を試すことにむしろ重点を置く出題になっており、こうした点は評価する回答が多かった。出題分野も、行政訴訟に偏しているとの意見が一部にあったほかは、概ねバランスがとれているとの意見であった。問題の実質的な分量については、昨年度より改善されて適切になったという評価と、なお過大との評価に分かれた。

資料1に散りばめられたヒントには、基礎学力を身につけた学生であれば反応して解答できるよう、工夫した苦心の跡が見られ、全体としては評価する意見が多かった。しかし設問1(2)は、入管法に特殊固有な行政手続ないし行政争訟手続の分析を求めるものであるため、ヒントがあっても「分かりやすいものではない」、「難しい」割に、「過度に技術的」、「問題として些末」、「論じる意義が少ない」といった評価があった。また、設

問2は、ヒントによる誘導が行き過ぎていて、「問題文を要領よくまとめる能力」を試すだけの試験、「単なる文章力の巧拙を問う問題」になっていないか、と疑問を呈する回答があった。個別の行政実体法の解釈について、受験生に対しどの程度どのように情報を与え解答を求めるかは、微妙な問題である。今回の試験でも、入管当局の見解は示すとしても、それ以上のヒントをどの程度示すのが適切であったかについては、検討の余地がある。

(2) 民事系

(a) 民法分野 回答68校中、適切とするのが25校(37%)、どちらかといえば適切とするのが32校(47.1%)、どちらともいえないとするのが9校(12%)、どちらかといえば適切でないとするのが2校(3%)、適切でないとするものはゼロであった。短答式試験問題に比べると、好意的に評価する割合が若干低くなるが、それでも、全体として好意的な評価をする割合が大きい。

自由記述による回答では、今回の出題が適切またはどちらかといえば適切とするものの中では、次の点が肯定的な評価としてあらわれている。好意的評価を示す意見は、総じて、今回の出題が法律家としての実力を問うものであり、かつ、法科大学院での教育・学習のあり方に対しメッセージを送る良問であるという点に集約できる。

- ① 単に知識を問うにとどまらず、民法の基本的な知識・重要な法律問題をいかに具体的な場面で応用するかという観点からの出題であった(6校)。
- ② 具体的事例に基づき、与えられた両者の主張からどのような法的主張が可能かを問う問題であり、問い方として適切であった(4校)。
- ③ 論理命題の単純な操作ではなく、事実と照らし合わせながら考えるという推論の力、柔軟な思考力と正確な体系的知識を試す問題であった(5校)。なお、今回の問題に対しては、これとは若干ニュアンスを異にする観点から、論理を追求するタイプの問題であるがゆえにこそ評価できるという意見もあった(1校)。
- ④ 要件事実がそのまま出題されなかった(2校)。なお、この点に関しては、これとは若干ニュアンスを異にし、証明責任の所在をうまく取り込んでいた点、要件事実論に関する基礎的な知識に基づいた整理を要求した点で、今回の出題を評価する意見もあった(2校)。
- ⑤ 最新の学説における議論をうまく取り込んでいたため、判例だけでなく、最新の学説にも目配りする必要があることをわからせる意味でよかった(2校)。
- ⑥ 当事者サイドに立った事実の分析・評価能力を問うており、実務家として必要な能力を問う問題であった(3校)。
- ⑦ 場当たりの実務に偏していない出題であった(1校)。
- ⑧ 基本的な立場の違いから考えさせ、思考力を重視する出題であり、受験生の立論能力を問う問題となっていた(4校)。
- ⑨ 具体的な事実を当てはめて法律要件の有無を論じさせる問題であった(1校)。
- ⑩ 完全未修者にもわかりやすいストーリーであった(1校)。
- ⑪ 昨年と違い、最先端のテーマでなく、民法の古典的なテーマを扱った点がよかった(2校)。

他方、適切とはいえず課題を指摘するもの、どちらともいえないとするもの、どちらかといえば適切でないとするものの中には、次のような自由記述がある。出題分野、問題の質・程度、分量、出題形態の各面にわたって多様な指摘がされているほか、とりわけ、好意的評価を示す意見がプラスの点として挙げた事項に対して、当該具体的な出題と付き合わせたときに必ずしもプラスの方向に作用していない点を指摘する意見が目立つ。

- ① 内容が少し難しい(1校)。
- ② 出題委員の最近の論文を読まなければいけないという強迫観念を受験生に与える出題であった(同旨のものを含め、2校)。
- ③ 法科大学院の学習では時間的に新しい学説にまで目配りをする余裕がないのに、それを強要することになる出題であった(2校)。
- ④ 論文式については、民法の基本部分についてオーソドックスな問いを準備すべき

である(1校)。

- ⑤ 思考力を要する問題にしようとするあまり、ひねりを加えた問題にすることで、実力のある者が誤り、実力のない者がいい点になるような結果にならないようにしてほしい(1校)。
- ⑥ もう少し法律構成がわかりやすい問題のほうがよい(1校)。
- ⑦ 通常の勉強で対応できない問題にして難しくすれば、かえって予備校を繁栄させることになる(1校)。
- ⑧ 最近の改正の動きのある部分であり、債権法改正の中心であり、関係している学者のいる一部の法科大学院が有利になり、不公平である(1校)。
- ⑨ これまでの出題が債権法領域に偏っている。論点も限られているため、論述能力を十分に試すものといえるか疑問である(1校)。
- ⑩ 民法上の論点としては、やや論じつくされた論点であり、学習が進んだ受験生にとっては、見解の対立についても既に機械的な整理が頭の中で完成していたのではない(1校。好意的評価に挙げた①・②に対する懐疑的意見である)。
- ⑪ 法律構成を問うだけの問題であって、どのような法律判断をすべきかという検討・考察がされていない(1校)。
- ⑫ この種の問題は事務処理能力の高い者が優位に立つ。多面的にじっくりと考える能力を持つ学生を不利にしないためにも、時間的な余裕が求められる。受験生が時間内に解答を書ききれぬかどうか疑問である(2校)。
- ⑬ 問題文中に、解答に関係しない情報が過度に含まれている。度を越すと、割り切りの能力比べになったり、実際には問題点を把握していない者が単純に考えて有利になりかねない(1校)。
- ⑭ 事実が実務に偏りすぎて煩雑になっており、論点整理がしにくい問題であった(1校)。
- ⑮ 書くべき項目が多いため、多くの論点をピックアップできた者がそれだけで相対的に高得点となるのではないかと、また、事案に即して深く考えるのではなく、小さな項目について浅く考える学習を助長することになるのではないかと懸念を感じる(1校)。
- ⑯ 受験生が誘導に混乱したようである(1校)。
- ⑰ 問題となる事実関係の設定にやや不自然さがあった。たとえば、「弁護士間で確認された事実」として争いのない事実を提示しているが、現実には訴訟前の時点で、弁護士間で争いのない事実を確認しあうことはほとんどないのであり、やや不自然な感がある。また、売買契約成立の時点で「瑕疵」が存在しなかった事実を弁護士間で争いのない事実としているが、これも現実には考えにくいことであって、買主側でそのような重要な事実を争いのない事実とすることはまず、考えられない。また、Xが「それなら結構だ」といった言葉の趣旨が争点になるように問題がつけられているが、このような些末なことが争点になることも現実には考えにくい(1校)。なお、この点に関連して、「結構だ」という日本語の二義性を指摘する意見があった(1校)。
- (b) 商法分野 回答32校中、「適切」とする回答が55%を占め、37%の「どちらかといえば適切」とする回答をあわせると、90%超の回答が肯定的な評価をしている。適切とする意見は、法科大学院の講義で当然に扱われるべき基本的判例を題材にした会社法の基本的な論点についての出題であること、解答に際しては、単なる判例・通説の知識ではなく、示された事実関係と資料を前提に論理的かつ説得的に論述することが必要とされることを挙げている。資料や事実関係についても、良く工夫されており、質量ともに適当とする意見が多かったが、2時間で解答するのはきついとする意見や、経営判断の当否を受験生に問うことがそもそも適当かという疑問を呈する意見もあった。
- (c) 民事訴訟法分野 回答の総計は65校であった。適切とする回答は17校(26%)、どちらかといえば適切とする回答は36校(55.4%)、どちらともいえないとする回答は7校(11%)であった。どちらかといえば適切でないとする回答は5校(8%)であり、適切でないとする回答はなかった。

適切とする回答に付された意見には、基本的な問題であることを指摘するものが多かった。

どちらかといえば適切とする回答に付された意見には、問題数が多く、論述のバランスに悩むところと思われる、法科大学院の理念を踏まえた出題であるが、ある程度の実務経験がないと答えにくい感がある、出題意図の把握が受験者にとって若干困難な面があるが、適切な出題であったと評価される、解答にあたっての理論構成上の選択肢が多様であり、応用思考力を試すには良問と思われる、基本的な理解とその実際面での応用を問うており、理解の深さと応用力を試すものである、基礎的知識をきちんと論理立てて説明する問題だと思われる、などがあった。設問2についての意見には、要件事実と絡めた良問である、多くの問題が組み合わせられ、法科大学院での学修を確認する良問と思われるが、やや細かい知識（書証の成立の真正についての認否に関する旧法と現行法の取り扱いの違い）までが前提となっている嫌いがある、出題意図がわかりにくい、などがあった。設問3についての意見にも、良問であるとするものが目立ったが、民事訴訟法理論としての各解決を求めているのか、実務的見地も考慮した比較を求めているのかがやや不鮮明である、設問1とは全く関連性がない点、問題文がきわめて長い点など、なお、改善の余地がある、といったものもあった。

どちらともいえないとする回答に付された意見は、理論的にもう少し掘り下げて論じてもらう設問にすべきではないか、理論的な考察を要する設問がもう少しあってもよかったと思われるなど、理論的な問題という点で不足があることを指摘するものであった。どちらかといえば適切でないとする回答に付された意見には、少し実務的すぎる、問題文が長すぎる、法科大学院の修了生に問うには、やや細かすぎるように思われる、といったものがあった。

(3) 刑事系

(a) 刑法分野 回答68校のうち、「適切」であるとするものが25校(36.8%)、「どちらかといえば適切」であるとするものが32校(47.1%)であるのに対し、「適切でない」とするものは1校もなく、「どちらかといえば適切でない」とするものも5校(7.4%)であり、積極的な評価がなされている。

自由記述欄においては、問題文の量・解答すべき論点の数につき、分量の減少は好ましいとする積極的な意見が多く、これに反対する意見は見られない。また、問題の内容については、今年度取り入れられた、最高裁判例の要旨を提示して設問の事案と比較検討させる出題方式については、「判例それ自体の知識を問うものではない問題形式」であり、「判例の解釈も必要とした事案の比較検討の能力を試す設問として良問である」、「最高裁判例の要旨を与え、分析能力・事案抽出能力を試している点で、好ましい工夫の跡が見られる」、「判例の勉強の仕方を示唆的に示す良問である」などの好意的評価が見られる。また、小問を設けていることについても、解答の道筋にヒントを与えるもので、未修者への配慮の観点からも妥当だとする意見が相当数見られる。さらに、問題全体についても、「事実の読み取り、評価能力を問い、応用力・思考力等を含む判断能力・論述能力を見るよい問題だと思う」、「基本的知識・理論の理解に基づいた法文解釈・適用能力を問うもので適切である」、「解法の過程につき、ヒントをあたえ、総合的な判断、分析力を見る内容に近づいている」、「小問により出題趣旨を明確にした部分があること、および、具体的事実即判断を求むる姿勢を明確にしたことは、『あてはめ』の羅列でなく事実の法的評価を重視するものとして、適切である」、「理論と実務の架橋を目指すものとして工夫されている」などの好意的な評価がみられる。

他方、出題形式については、小問の置き方のために受験生が小問のみを解答してしまうおそれがあったとする指摘が10数校からなされており、改善が望まれているといえよう。また、小問を設定したことそれ自体については、「[そのことにより]論点が明白となりすぎ、問題発見能力を問えなくなっている」、「小問を設けて、結論を一定の方向に導く、あるいはヒントを与える、という問題形式では、複雑な事実関係の中から適切な法律構成(犯罪)を見出すという能力はさほど問われないことになるのではないか」、などの指摘がみられ、ヒントを与えすぎていることにより、問題発見能力の確認が不十

分になっているという懸念が相当数表明されている(6校)ことには留意が必要である。もっとも、そのうち1校は、「未修者コースの受験者のことも考慮すると、基礎的学力を測るという意味では、適切な問題のようにも思える」としており、いずれに重点を置くかにより評価が分かれるところであろう。

- (b) 刑事訴訟法分野 回答は、短答式と同様、63校からなされた。「適切である」との評価は22校(35%)、「どちらかといえば適切である」との評価は32校(50.8%)であり、合計すると、短答式と同様、8割強の法科大学院から良好な評価が得られている。その他、「どちらともいえない」が8校(13%)、「どちらかといえば適切でない」が1校(2%)であり、「適切でない」との回答はなかった。以上の結果、各法科大学院からは、刑事系の論文式問題に対し、総体的に高い評価が得られたとみてよいであろう。

自由記述欄を見ると、刑法・刑事訴訟法を通じた全般的な指摘として、単純な論点を扱うため、受験者の間で点差がつくのか疑問だという意見、また、ある立場(たとえば弁護士)を指定して論じさせる方式の提案などがあった。

刑事訴訟法については、刑法同様、基本的な知識(判例を含む)や思考力を問う良問であり、昨年度に比して問題の分量が論点を含めて減らされたことを評価する意見が多かったと言ってよい(もっとも、一部で、その逆の評価も存する)。また、短答式の出題形式とのバランスを評価する意見もあった。しかし、他方で、論点がいずれも最近の裁判例(『平成18年度重要判例解説』で採り上げられている)に関するもので、その知識の有無が得点に大きく影響しうることへの危惧や、仮に当該裁判例を用いるとしても事案をかなり加工・改変すべきではないかとの指摘、論点自体に基本的とは言えないものが含まれていることへの疑義も複数校から表明されている。また、刑法と同様に、小問間の配点割合を問題文に明示すべきであるとの要請も(1校ではあるが)なされたことを付記しておく。

- (4) 知的財産法 回答49校中、適切とするのが19校(39%)、どちらかといえば適切とするのが20校(40.8%)、どちらともいえないとするのが7校(14%)、どちらかといえば適切でないとするのが2校(4%)、適切でないとするものは1校(2%)であった(第1問が特許法、第2問が著作権法に関係する出題であったが、個々の問いに対する評価がどうであるかはデータからは不明である)。

自由記述では、今回の出題が適切またはどちらかといえば適切とするものの中では、下記の点が肯定的な評価としてあらわれている。総じて、昨年度よりも平易化し、かつ良問であったとの意見が強い(もっとも、昨年は、「実務的な問題である」点を評価する意見が多かったのに対して、今年は、実例に近すぎず、実務的でなく、基本的な理論問題を問うた点を評価する意見が多かったのは、前年度との比較という点では興味深い。この分野を専門とする教員の間でも、望ましいと考えられる出題のイメージが未だ揺れ動いていて共有されていないのではないかと目される場所である)。

- ① 質の面でも量の面でも、基本的な理解を問う問題であった(9校)。
 - ② 特別の知識を要しないが、思考力を試す最適の問題であった(1校。特許法に限定してのコメントが1校)。
 - ③ 特許・著作権ともに多様な論点を順序だてて考えさせる出題となっていた(2校)。
 - ④ 出題が法科大学院の講義内容、法科大学院の設置方針と適合していた(2校)。
 - ⑤ 基本的事項に加えて応用も問われているため、知的財産法の授業単位数の多い法科大学院にとっては適切な問題であった(1校)。
 - ⑥ 実務的にも重要な事項が取り上げられていた(1校)。
 - ⑦ 特許法については、おざりな勉強では見過ごされてしまう論点を、設問に解答するにあたって考えさせることになる出題であった点をあげる意見があった(1校)。また、今回の特許の問題は、その核心に係る事情を最高裁判例にあてはめる際に、受験者の実力差が顕著にあらわれる点で優れた問題であったとの意見があった(1校)。
 - ⑧ 著作権法については、多数の権利から構成される著作権の相互関係を解答の際に考えさせることになる出題であった点をあげる意見があった(1校)。
- 他方、適切とはいえず課題を指摘するもの、どちらともいえないとするもの、どちらかとい

えば適切でないとするものの中には、次のような自由記述があった（①とそれ以外の温度差が注目される場所である）。

① 問題が易しすぎる（2校）。

② 解答の枠組みは明確なのだが、記載された事情が抽象的なので、当てはめがかなり難しい。

③ 特許法の問題は、論点が多岐に亘りすぎる（1校）。

④ 特許法の問題について、補償金請求権の扱いが論点になっているように見受けられる。差をつけたいというのは理解できるが、訴訟等で実際にさほど使われていない制度について問うのは、やや疑問である（1校）。

⑤ 著作権法の問題は、議論の多いテーマであり、解答しにくい（1校）。

⑥ 著作権法の問題で、「小説Aの続編として、主な登場人物をそのまま登場させ主人公のその後の人生を描く小説Dを執筆した」ことの評価を問う部分は、奇異な設問であり、少なくとも、著作権法の正統な出題とはいえず、法科大学院の授業では扱わないのが普通である。この部分は、「翻案」の該当性を論じさせることを意図した問題のようであるが、著作権法の本筋からは逸脱した設問である。優秀な受験生でもこの設問にとまどって時間を浪費してしまったようである。司法試験（知的財産法）出題は、どこでも扱われるような問題とすべきであり、それで十分に能力、適正、努力等が評価できる（この趣旨のものが2校）。

その他、今後の出題等に関して、「問題文中で事情を詳細に記載することにより、あてはめも含めた解答の方向性が明確になるが、事情をどの程度に明確にすべきかにつき、特許法、著作権法共通の（ことによると選択科目共通の）課題として、今回の問題の採点基準、採点結果を踏まえてさらに検討を続けることが有用ではないか」という点（1校）、「出題者が想定する解答例とその採点基準及び採点結果が複数公表されると、教育内容の検討に資することが大である」との点を指摘する意見（1校）、技術的・手続的な面は実務に就いてから学ぶ機会があるであろうから、基本的な問題につき、個々の受験生が自らどのように考え、それを理論的に記述することができるかを試験することで十分であるとの意見（1校）、受験生のために詳細な論点开示を臨む意見（2校）、設問1において用いられている「承諾」の語について、著作権法が同意、許諾、合意、承諾の語を使い分けているので、後日、出題の解説をする機会があれば一言コメントが必要かもしれないとの意見（1校）があった。

(5) 労働法 アンケート結果は、無回答を除き回答校54校を母数とすると、18校（33%）が「適切」、23校（42.6%）が「どちらかといえば適切」としており、両者を合わせると41校（75.6%）が肯定的に評価している。「適切でない」とするものはないが、7校（13%）が「どちらかといえば適切でない」と回答しており、「どちらともいえない」は6校（11%）であった。

自由記述欄では、「基本的な論点について、事実即した検討を要求する良問」、「学生の論理的かつ柔軟な思考能力を問う上で適切」「受験者の基本的な理解度や思考能力を試すには適切な出題」「集团的労働関係法と個別的労働関係法の主要論点がそれぞれバランスよく出題」といった肯定的な意見が多く見られた。

他方、問題点を指摘するものとしては、第1問、第2問ともに重要論点が多すぎて、所定時間内に問題を整理してきちんと対応するとは困難だったのではないかとする指摘が（適切であったとする回答においても）複数見られた。また、第1問の・弁護士として回答するスタイルの設問について「使用者からの相談である場合・・・必ずしも依頼者の意向に沿う回答とはならない[ため]強引に懲戒処分を正当化する議論を展開すべきなのか・・・戸惑いを感じる受験生もいるのではないかと」といった指摘が複数見られた。

論点が多すぎるとの指摘については、多数の論点を時間内に整理論述させることで実力差が出る良問とする受け止め方もあるが、やや盛り沢山であったとの印象を与えたようである。弁護士としての回答というスタイルをとる第1問は、使用者が懲戒処分を行った後の訴訟段階ではなく、懲戒処分を行う前の段階の相談において、検討すべき法律上の問題点を指摘し、それについてあなたの見解を述べなさい、というものであると、指摘の

ような懸念は必ずしも妥当しないとも考えられる。全体として、やや論点が多岐にわたった感もあるが、基本的な論点について事案に即して整理分析し、考察する能力を問う適切な内容のものと評価できるように思われる。

(6)租税法 回答44校中、「適切」「どちらかといえば適切」の回答が、それぞれ13校30%、20校45.5%、「どちらともいえない」の回答が4校9%、「どちらかといえば適切でない」「適切でない」の回答が、それぞれ6校14%、1校2%であった。選択科目の中で、高い評価を得た科目に属する。

第1問、第2問とも、重要判例の理解を問うというよりは、主に所得税法の規定を事例に適用し、解釈論を展開する基本的な力を試すスタンダードな良問であり、難易度も、やや易しいが適切という評価が多い。ただし、法人税に関してもう少し高度な設問を求める意見のほか、判例や課税実務の細かい知識を問う問題と受け取る意見や、租税法の「本質」「根幹」「基本原理」を問う問題でないことを不満とする意見もあった。

(7)倒産法 回答の総計は51校であった。適切とする回答は11校(22%)、どちらかといえば適切とする回答は24校(47.1%)、どちらともいえないとする回答は10校(20%)、どちらかといえば適切でないとする回答は6校(12%)であり、適切でないとする回答はなかった。

適切とする回答に付された意見は、各小問とも、きわめて基本的な事項が正確に理解されているかどうかを問うものと見られ、受験者の日常的な勉学の成果を試すうえで優れていると考えられる、倒産法の重要問題をカバーしている、基本的な論点を具体的に答えさせる質問方法が適切である、修得すべき知識等を適切に問うている、オーソドックスな問題であり、受験生の知識を問うのに適切である、問題の難易度は、比較的平易であり、また法律の条文をきちんと理解していれば答えられる設問もあり、具体的事案への応用力が試される設問もあり、適切と考えられる、といったものであった。

どちらかといえば適切であるとする回答に付された意見には、出題が破産法を対象とし、再生法はあくまで副次的なものにとどめられていて、法科大学院での倒産法の教育の現状と合致している、制度全体を理解することが求められている点は評価できる、いずれの問題も、さまざまな角度から出題されており、よいと思う、基本的な事項とともに、応用力および発想力も問われており、法科大学院の授業内容に則したものになっている、基本的な理解と条文があれば、解答可能な実務的設問となっている、といった積極的な評価があった。消極的な評価としては、問題の量が多いことを指摘するものが目立った。たとえば、検討に十分な時間がかけられず、表面的な答案や時間切れが懸念される、出題数が多すぎ、受験生はじっくり考える時間がなかったのではないかと危惧する、といった意見があった。内容に関しては、個人再生や免責・復権といった分野は、時間的制約から講義や演習で取り扱うことに限界があり、個々の学生の自主学修に委ねるところが大きいと、学生への負担が過剰になるおそれがある、いわゆる倒産実体法分野の出題が少なすぎるとの印象も受ける、第2問は、不適切とまでは言えないが、限られた授業時間数では必ずしも十分に取り上げられない論点が多く含まれている、といった意見があった。

どちらともいえないとする回答に付された意見には、問題数が多いことを指摘するもののほか、第2問は、目指された方向性は面白いが、長文な事例の内容を生かしきっておらず、物足りないという印象を受けた、第1問、第2問ともに、難易度はもう少しあげてもよいように思われる、などがあった。

どちらかといえば適切でないとする回答に付された意見には、問題が広範囲にわたり、かつ分量も多い、やや細かいのではないかと、といったものがあつた。

(8)経済法 昨年と同様、受験者がいなかった大学があつたことによるのか、無回答が3分の1の23校あつた(回答46校)。問題が「適切」として評価したのはわずか10校(22%)であり、「どちらかと言えば適切」とする16校(34.8%)をあわせても、肯定的に評価した学校は60%に届かなかった。他方、「適切でない」または「どちらかといえば適切でない」と解答した学校が10校(22%)あつた。この評価は選択科目の中で最も低い数字であつた。

個別の意見を見ると、問題の内容・水準、取り上げられた事例については、肯定的な評価が多かつた。他方、否定的な意見は、問題文の量が多すぎること、事実関係が過度に複雑であること、問題文からは事実関係を一意的に確定できない箇所があること、このため、

学生は、事実関係の確認に多くの時間がとられ、法的な分析・論証に十分な時間を確保できなかったこと、に集約される。さらには、本来考查されるべき能力が試される試験となっていない懸念があることを指摘する意見もあった。また、課徴金の算定に関する出題や、今年施行の改正法に関する出題について、その適否を疑問視する意見も多かった。

(9) 国際関係法(公法系) 集計結果(回答45校)をみると、「適切」が12校27%、「どちらかといえば適切」が19校42.2%、両者合わせて31校69.2%が積極的評価となっている。厳しい評価とはいえないとしても、他の試験科目、とくに法律基本科目と比べると、十分に好評をえたものとはいえない。「適切」、「どちらかといえば適切」を合わせた数値は、たとえば憲法(論文式試験)では83.2%、民法84.1%、刑法84.1%である。このことは、国際関係法(公法)では消極的評価の比重が相対的に大きいことを意味する。実際、「どちらかといえば適切ではない」が8校18%を占めている。このカテゴリーの評価としては、これは全科目中2番目に高い数値である(なお、「どちらともいえない」は6校13%)。積極的評価の割合を高めるための努力がなお必要であると思われる。

第1問は難民問題を取り扱った設問である。これは、今日、各国が直面している課題であり、また国際法の教育においても重視されている問題であるので、出題の対象としたことは適当である。また条約の国内の実施の問題と絡めて出したことも、設問に幅をもたせる意味で評価できる。

他方、この問題について小問4題(論述形式)を設定する必要があったかどうかは再考を要する。設問を増した結果として、標準的概説書の枠を越える知識を要求することになったのではないかと危惧される。また受験生への過度の負担も危惧される。学生の基本的知識の習熟度をみるのにふさわしい設問に整理縮小するのが望ましかったと思われる。各大学の評価コメントにも、この辺を危惧したものがみられる。

第2問は、国境地帯の武力衝突を題材とした紛争解決の問題である。設問形式は、本件の紛争解決の方法に関するB国の主張を提示したうえで、「B国の主張のすべてについて、A国の立場からの反論を理由を付して述べなさい」というものである。第1問とは分野もまったく異にし、また出題形式も対照的である。国際紛争の平和的解決に関する基本知識を問う問題といえる。

本問の特徴は、みずから論点を探究させる形式をとっていることである。おそらく、新司法試験のあり方とも関連して、これには積極、消極の両評価がありうるであろう。論点の構成力をみるという意味では一つの出題方法であるが、受験生の側からすれば、設問の抽象性に由来する不安が最後までつきまとうことになる。各大学のコメントにおいても、設問内容の漠然性や採点の客観性への懸念などが示されている。したがって、この種の問題を今後とも出す場合には、モデル解答のようなものを提示しないと広範な支持は得られないおそれがある。また、試験の客観性の確保という観点からも、それが望まれるであろう。

(10) 国際関係法(私法系) 回答46校中、適切とするのが9校(20%)、どちらかといえば適切とするのが21校(45.7%)、どちらともいえないとするのが8校(17%)、どちらかといえば適切でないとするのが4校(9%)、適切でないとするものは4校(9%)であった。知的財産法を除く選択科目に共通することだが、どちらかといえば適切でない・適切でないとの回答が8校と多く、とりわけ、国際関係法(私法系)は、適切でないとする回答が9%と群を抜いて高い(この割合は、全科目中でも最高である)。

自由記述による回答では、今回の出題が適切またはどちらかといえば適切とするものの中では、次の点が肯定的な評価としてあらわれている。

- ① 法の適用に関する通則法の条文を当てはめれば解ける比較的オーソドックスかつ時宜を得た問題であり、ロースクールで基本的な知識を身に付けていれば対応できる出題であった(10校)。
- ② 単なる暗記学力では対応できないことからすれば、出題の意図は法科大学院の理念に合致している(1校)。
- ③ 財産法・家族法の両分野にバランスよく問われている(1校)。
- ④ 昨年の問題量はやや多かったが、それと比べて今年の問題量は適切であった(1校)。
- ⑤ 国際裁判管轄と準拠法決定に関する基本的な理解をバランスよく問うものであり、

おおむね適当と思われる(1校)。

他方、課題を指摘するものの中には、次のような自由記述があった。特に際立つのは、今年の出題が2問とも国際私法の問題であり、国際取引法の分野が抜けている点を疑問視する意見である(全部で12校。適切と評価する回答のなかにも、この点の問題性を指摘するものが7校ある。国際取引法を中心に学習してきた学生の不利を指摘する回答も1校ある)。司法試験範囲として明示されている国際私法・国際民事訴訟法・国際取引法のうち、国際取引法の出題が1つもないのは再検討すべき余地がある(1校)との理解の点で共通の疑問と目される。そこでは、「司法試験科目に国際関係法(私法系)が加えられたのは、国際家族法だけでなく、国際ビジネス法に強い法曹養成を意図してのことと思われるが、どのような理念で問題が作成されたのか良く理解できない」との意見(1校)、「今回の出題において、国際取引法の分野そのものを対象とした問題は出題されていない。これは、新司法試験制度開始当初から指摘されているように、国際取引法という分野が、実務上の重要さは否定されないものの、まとまった根拠条文があるわけでもなく、このような試験の出題対象としては、不向きであることが原因であると考えられる。受験生としてはどのような勉強をしていいのか戸惑うところではないかと思われる」との意見(1校)などの具体的な懸念が示されている。もっとも、これに対しては、「国際取引法(実質法)についての小問が今年度はないが、もしその点を毎年必ず問うと問題作成に制約が生じるため、この点はむしろ望ましい」との意見もあった(1校)。

また、国際民事訴訟法分野についても、国際裁判管轄に関して直接管轄が2問出されているものの、他の事項が問われていない点を疑問とする趣旨の意見が複数寄せられている(全部で3校)。

その他の問題点としては、次のような指摘があった。

- ① 何が問題かが見え過ぎである(1校)。
- ② 問題の数が多過ぎて、規範定立・当てはめとも極めて不十分にならざるを得ない(1校)。
- ③ 実務家登用試験として実践的な能力を見る試験とは思えない(1校)。
- ④ きちんと勉強した人と、そうでない人との差がつきにくい出題であった(1校)。
- ⑤ 準拠法の問題は条文の機械的な当てはめが要求されているにすぎず、法的思考力があるか否かを確認するにはあまり適切ではない(1校)。
- ⑥ 理論面に傾斜した問題が一部に見られる(1校)。

さらに、国際関係法(私法系)では、各問いの細目についての個別意見を付しているものが目立つ。

第1問については、次のような意見が出されている。

- ① 第1問は国際人材法プロパーの問題のようで、やはり難易度は容易にしつつ諸法が交錯する問題の方が、受験者の学力を判定するには望ましいように感じられる(1校)。
- ② 第1問について、司法試験の出題形式が、一つの事実関係で複数の小問を有する一つの問題を作り、それを2セット用意するという形式であるため、無理が生じているように思われる。そのような出題であれば、家族法の分野では、婚姻や親子関係になってしまいがちなところ、あえて、現実にはほとんどないに等しい失踪宣告という事例を設定したため、第1問は試験問題のための問題になっている(1校)。
- ③ 第1問の設問2(1)の問題の聞き方があまり良くない(1校)。第1問の設問2(1)の論点は、(2)の問題に対する回答の中で必要な範囲で論じさせることで十分ではないか(1校)。
- ④ 第1問について、サンプル問題、プレテスト、第1回本試験、今回と、これだけ傾向がぶれてしまうようでは、出題委員に問題があると言わざるを得ない(1校)。

また、第2問については、次のような意見が出されている。

- ① 第2問は特殊なケースについての問題であって、より一般的に起こりうる取引関係から生ずる事案に基づいて出題したほうが良いのではないか(1校)。
- ② 第2問の設問1で、Xが、乙国にあるYの事業所から直接に購入したのかどうか、言い換えると、XとYとの間に売買契約があるのかどうか、問題文からはかならずしもは

つきりしないことである。契約関係があるとの前提のようにも見えるが、そうすると問題処理はかなりの作業量となると思われる。生産物責任（不法行為責任）の問題として特化する方がよかったように考える（1校）。

③ 第2問の設問1においてX・Y間に直接の契約関係があるかどうかは明らかでない。すなわち、設問1においてXが誰から医薬品を購入したかが明らかではない。市販される医薬品は一般には製造者自らが販売するのではなく、薬店薬局等小売業者が消費者に販売するのが通常であろうが、この問題文ではYが消費者に直接販売している可能性を否定できないように思われる。重要な点において事実関係の提示が不明確であることには問題があると思われる（1校）。

④ 第2問は国際取引法の問題としては管轄と準拠法に集約されており、ややダイナミズムに欠ける（1校）。

なお、自由記述欄には、「法適用通則法の改正部分は、学説も解釈について多岐に分かれる可能性があるので、受験生の答案も、合理的な推論をしていれば、採点者自身の解釈にとらわれず、十分な点を与えて欲しい」との意見（1校）および「昨年度に比べて、国際関係法（私法系）と環境法は、問題がやさしくなっている。どのような配慮や施策に基づくものか、他の科目との関連で明らかにされたい」との意見（1校）があった。

(11) 環境法 環境法の問題については、回答41校中、「適切」「どちらかといえば適切」の回答が、それぞれ21校51%、13校31.7%を占め、「どちらともいえない」が3校7%、「どちらかといえば適切でない」が3校7%、「適切でない」が1校2%であった(回答41校)。全体としては非常に高い評価がされている。

第1問・第2問とも、主要な制度について基本的な事項を正面から問う良問であり、第1問が理念論・政策論、第2問が行政法規の解釈論および民事訴訟に関するもので、出題分野のバランスもとれているというのが、大方の評価であった。ただし、問題がやや抽象的であり、特にいわば1行問題に近い第1問については、具体的な事例を示した設問が望ましかった、との意見も見られた。また、第2問について、設問2に比し設問1への配点が重過ぎる、との意見があった。問題のレベルについては、昨年度と変わっておらず適切との評価が多かったが、昨年度に比べて平易になったのはいかなる配慮によるのか、問う回答もあった。

以上

司法試験等検討委員会委員（50音順）

荒木 尚志（東京大学） 加藤 克佳（愛知大学） 潮見 佳男（京都大学）
杉原 高嶺（近畿大学） 土井 真一（京都大学） 中森 喜彦（京都大学、主任）
長谷部 由起子（学習院大学） 早川 勝（関西大学） 山本 隆司（東京大学）

ご回答いただいた会員校(69)

愛知大学、愛知学院大学、青山学院大学、大阪大学、大阪学院大学、大阪市立大学、大宮法科大学院大学、岡山大学、香川大学・愛媛大学、学習院大学、神奈川大学、金沢大学、関西学院大学、関西大学、関東学院大学、九州大学、京都産業大学、京都大学、近畿大学、熊本大学、久留米大学、慶應義塾大学、甲南大学、神戸大学、神戸学院大学、國學院大学、駒沢大学、島根大学、首都大学東京、上智大学、信州大学、駿河台大学、成蹊大学、西南学院大学、専修大学、創価大学、大東文化大学、千葉大学、中央大学、中京大学、桐蔭横浜大学、東海大学、東京大学、同志社大学、東北学院大学、東北大学、東洋大学、獨協大学、名古屋大学、南山大学、新潟大学、日本大学、白鷗大学、一橋大学、姫路獨協大学、広島大学、広島修道大学、福岡大学、法政大学、北海学園大学、北海道大学、明治大学、明治学院大学、山梨学院大学、横浜国立大学、立教大学、琉球大学、龍谷大学、早稲田大学

回答が得られなかった会員校(5)

鹿児島大学、静岡大学、筑波大学、名城大学、立命館大学

* 小数点第2位を四捨五入

			適切	どちらかといえ ば適切	どちらとも いえない	どちらかといえ ば適切でない	適切でない	総計	無回答
試験全体について			5	50	4	0	1	60	9
			8.3%	83.3%	6.7%	0.0%	1.7%		
短答式について	公法系	憲法	14	38	8	6	1	67	2
			21%	57%	12%	9%	1%		
		行政法	26	31	6	2	0	65	4
			40%	47.7%	9%	3%	0%		
	民事系	民法	19	44	2	1	0	66	3
			29%	66.7%	3%	2%	0%		
		商法	19	32	8	1	1	61	8
			31%	52.5%	13%	2%	2%		
	民事訴訟法	27	29	7	1	0	64	5	
		42%	45.3%	11%	2%	0%			
	刑事系	刑法	23	34	8	3	0	68	1
			34%	50.0%	12%	4%	0%		
刑事訴訟法		24	27	11	1	0	63	6	
		38%	42.9%	17%	2%	0%			
論文式試験各科目について	公法系	憲法	24	30	7	3	1	65	4
			37%	46.2%	11%	5%	2%		
		行政法	19	28	12	6	0	65	4
			29%	43.1%	18%	9%	0%		
	民事系	民法	25	32	9	2	0	68	1
			37%	47.1%	13%	3%	0%		
		商法	34	23	2	2	1	62	7
			55%	37.1%	3%	3%	2%		
	民事訴訟法	17	36	7	5	0	65	4	
		26%	55.4%	11%	8%	0%			
	刑事系	刑法	25	32	6	5	0	68	1
			37%	47.1%	9%	7%	0%		
		刑事訴訟法	22	32	8	1	0	63	6
			35%	50.8%	13%	2%	0%		
	知的財産法	19	20	7	2	1	49	20	
		39%	40.8%	14%	4%	2%			
	労働法	18	23	6	7	0	54	15	
		33%	42.6%	11%	13%	0%			
	租税法	13	20	4	6	1	44	25	
		30%	45.5%	9%	14%	2%			
	倒産法	11	24	10	6	0	51	18	
		22%	47.1%	20%	12%	0%			
経済法	10	16	10	9	1	46	23		
	22%	34.8%	22%	20%	2%				
国際関係法 (公法系)	12	19	6	8	0	45	24		
	27%	42.2%	13%	18%	0%				
国際関係法 (私法系)	9	21	8	4	4	46	23		
	20%	45.7%	17%	9%	9%				
環境法	21	13	3	3	1	41	28		
	51%	31.7%	7%	7%	2%				